

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便

鳥取県公報

条例

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第四号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

三十八年 丸山 鳥取市丸山町 簡易耐火 三、一〇〇円

三十八年 八幡 倉吉市余戸谷町 中層耐火 二、七四〇円

三十八年 八幡 倉吉市余戸谷町 簡易耐火 二、七九〇円

に改める。

を

- ◆条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例
- ◆告示 木材業者及び製材業者の登録
- ◆教委告示 脊柱等の移入禁止区域の指定
- ◆公告 警察官採用試験の実施

鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集

米飯提供業者の登録

定例教育委員会の招集

計量器定期検査の実施

鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集

木材業者及び製材業者の登録

定例教育委員会の招集

計量器定期検査の実施

三十八年	丸山	鳥取市丸山町	簡易耐火	三、一〇〇円
三十八年	八幡	倉吉市余戸谷町	中層耐火	二、七四〇円
三十八年	八幡	倉吉市余戸谷町	簡易耐火	二、七九〇円

この条例は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石破 二朗

木材業者

登録番号 登録年月日 住 所 氏名

八木第一三八号 昭三八、一二、九 八頭郡智頭町大字西野

富永産業株式会社取締役社長 富永 昇 倉西鶴太郎

米木第六四号 一〇、三 西伯郡会見町天万

後藤製材所 後藤 繢

第六五号 一一、一 西伯郡大山町坊領

下島 初藏 新井和一郎

第六六号 一一、一 西伯郡大山町坊領

伯仙町尾高 後藤製材所 後藤 繢

第六七号 一二、一三 会見町天万九三四

湯原良一

第六八号 一二、一 西伯郡大山町坊領

角盤町四丁目九六 塩谷林業株式会社取締役社長 塩谷 義雄

第七〇号 上福原一、一五三の四 影島木材有限会社代表取締役 影島 精一

上新印二五六の六 春日林業合名会社代表社員 田中 明盛

第七一号 証訪七七 湯原良一

蚊屋二九二の一 有限会社松山林業 松山 義次

第七二号 日木第一一號 七、一八 日野郡日野町根雨 近藤林業有限会社代表取締役 近藤孝四郎

第一二号 一二五 日南町生山七二七 株式会社雲越商店取締役社長 天崎 清二

第一三号 九、一八 日野町根雨一有限公司代表取締役 松本 駿

第一四号 一〇、一 久住 遠藤 春夫

製材業者

登録番号 登録年月日 住 所 氏名

米製第四九号 昭三八、一〇、三 西伯郡会見町天万

富永産業株式会社取締役社長 富永 畿 橋井 まさ

第五〇号 中山町塙津九〇六の一

下島 初藏 徳富 幸富

第五一号 西伯町下中谷八二四の二 上長田農業協同組合組合長理事 遠藤 孝夫

後藤製材所 後藤 繢

第五二号 一一、二 大山町坊領

下島 初藏 徳富 幸富

第五三号 伯仙町尾高一、七五三

後藤製材所 後藤 繢

第五四号

第五五号

第五六号

第五七号

第五八号

第五九号

第六〇号

第六一號

第六二号

第六三号

第六四号

第六五号

第六六号

第六七号

第六八号

第六九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

第七一號

第七二号

第七三号

第七四号

第七五号

第七六号

第七七号

第七八号

第七九号

第七〇号

5 昭和59年2月7日 金曜日 鳥取県公報 第3502号

00509

(第3種郵便物)
認可

昭和39年2月7日 金曜日 烏取県公報 第3502号

00508

(第3種郵便物
認可)

鳥取県知事 石破二
検査期日 時間
三月九日 午前九時三十分から午後三時まで
検査区域 検査場所
八頭郡郡家町 中私都小学校

一一日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	河原町
一一二日	午後一時から午後三時まで	西郷公民館
一一三日	午前九時三十分から午後三時まで	散岐選果場
一一六日	"	船岡小学校
一一七日	"	八東町
一一八日	"	安部小学校
一一九日	"	八東小学校
一一二三日	"	若桜町
一一二四日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	用瀬町
一一二五日	午後一時から午後三時まで	社農業協同組合
一一二六日	午前九時三十分から午後三時まで	大村農業協同組合
一一二七日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	別府農業協同組合
一一三〇日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	佐治村
	午後一時から午後三時まで	佐治第二小学校
	"	智頭町
	"	智頭町役場那岐支所
	"	土師支所
	"	山郷支所

三一日 午前九時三十分から午後三時まで

智頭小学校

鳥取県告示第四十九号
鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和三十九年度鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集について、次のとおり告示する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

00510

(第3種郵便物)
昭和三十九年二月七日 金曜日 鳥取県公報 第3502号

一 入所期日 昭和三十九年四月十日

二 募集人員 機能回復訓練生 七名
職業訓練生 十八名

備考

出願期日及び手続

入所希望者は、昭和三十九年二月十五日までに鳥取県身体障害者更生指導所規程第十一條第一項第一号に規定する入所願に健康診断書を添えて住所地を管轄する福祉事務所長に提出すること。

なお詳細については、町村役場、福祉事務所又は身体障害者更生指導所に照会すること。

鳥取県告示第五十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第二百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提

供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号 登録年月日 氏名

名称又は屋号 住 所

營業所の所在地

鳥振第一七六号

昭三八、一二、二五

山下忍竹

味

鳥取市敷片町三四番地

住所に同じ

鳥取県告示第五十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県

規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十九年二月七日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげ

るおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山市を指定する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石破二朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

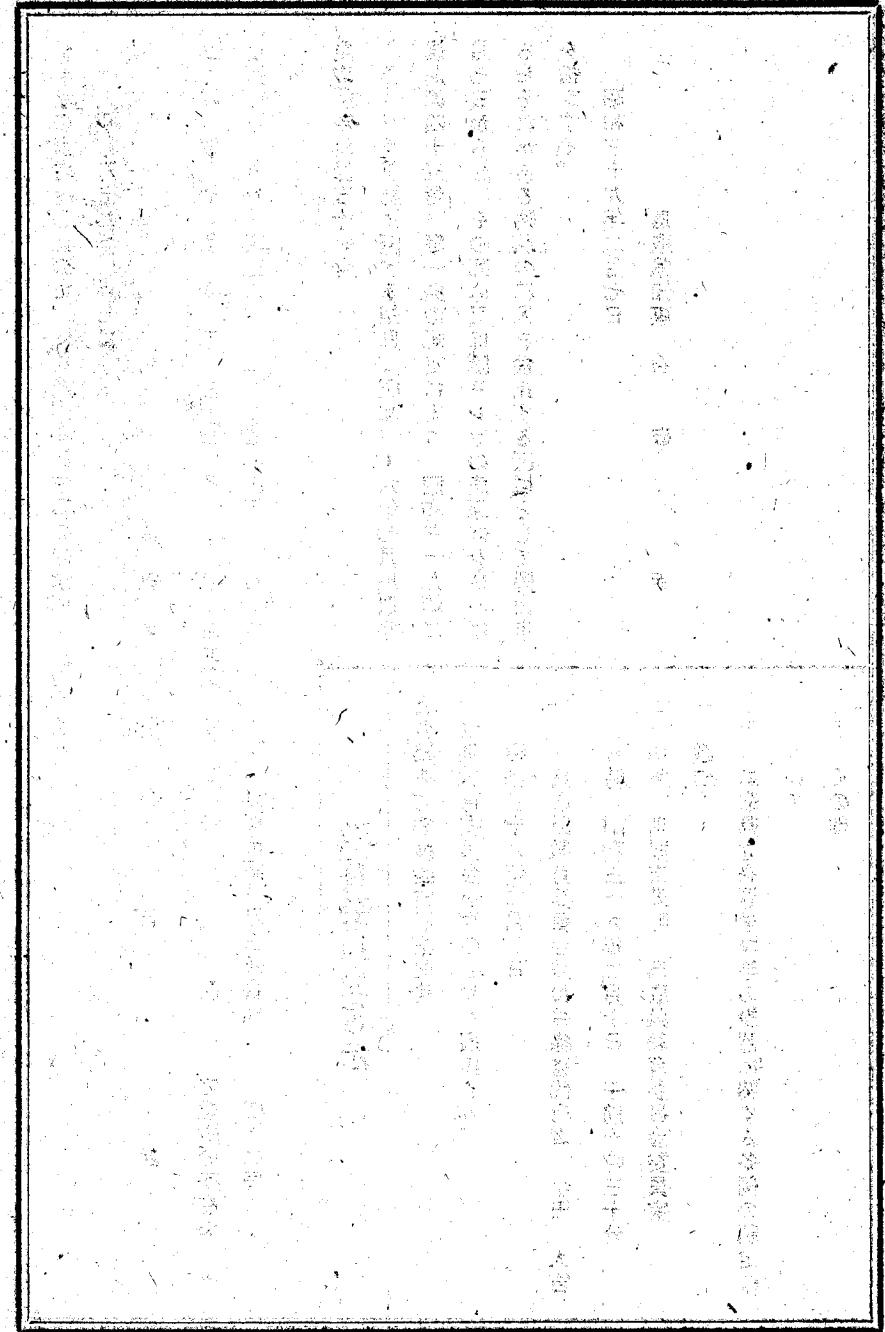
一日時 昭和三十九年二月十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県立高等学校等の設置に関する条例の制定について

2 その他



00512

公 告

昭和38年度第2回警察官(巡査)採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和39年2月7日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 卯 辰 午

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- 1 採用予定人員 約 20人
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- 1 学歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年令及び性別 昭和14年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和39年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和21年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

- 1 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験(教養試験、作文試験)を行ないます。
- 2 日時及び場所 昭和39年3月8日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。開始時間及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。
- 3 第1次試験合格者の発表 昭和39年3月14日(土)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方 法

- (1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。
 - イ 身長 おおむね162cm以上であること。
 - ロ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。
 - ハ 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
 - ニ その他弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。
- (3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

00513

2. 日時及び場所 昭和39年3月下旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験の合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和39年3月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

- 1 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、全員採用される見込みです。
- 2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和39年4月の予定）し、1年間初任教養を受けたのち、巡査としての勤務に従事します。
- 3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校すると、原則として、給料月額13,700円を支給され、その後、毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、暫定手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。
- 4 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは、送付しません。

2 申込み方法

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和39年2月17日（月）から昭和39年3月2日（月）午後5時まで。郵便による場合は、昭和39年3月2日（月）午後5時までの着信に限ります。

9 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を同封してください。